試合観戦契約約款の新旧比較表

（下線部分が改定箇所）

旧	新
第11条　（販売拒否対象者の指定） 　第5条1項各号の持込禁止物を持ち込んだ者、第8条1項各号の禁止行為に違反した者、第9条1項各号及び2項の禁止された応援行為を行った者、その他本プロ野球約款に違反した者、本プロ野球約款に関する手続で虚偽又は誤解を招く申述をした者（これらの行為をした者が団体である場合にはその構成員）で、主催者が当該行為を悪質であると判断するとき、主催者は、当該違反者（違反者が団体の場合にはその構成員）を第3条の販売拒否対象者として指定する。	第11条　（販売拒否対象者の指定） 　第5条1項各号の持込禁止物を持ち込んだ者、第8条1項各号の禁止行為に違反した者、第9条1項各号及び2項の禁止された応援行為を行った者、その他本プロ野球約款に違反した者、本プロ野球約款に関する手続で虚偽若しくは誤解を招く申述をした者又は主催者の要請に正当な理由なく従わなかった者（これらの行為をした者が団体である場合にはその構成員）で、主催者が当該行為を悪質であると判断するとき、主催者は、当該違反者（違反者が団体の場合にはその構成員）を第3条の販売拒否対象者として指定する。